

# 旧東山霊苑火葬場残骨灰処理等委託業務に係る質問の回答について

令和5年2月16日までに提出のあった質問について、次のとおり回答します。  
なお、同内容や関連性のある質問についてはまとめて回答しています。

Q. 予定価格の公表について

A. 予定価格の公表はしません。

Q. 平成27年度の落札金額と最低制限価格の設定について

A. 落札金額は1円でした。また、最低制限価格の設定はありませんでした。

Q. 今回の最低制限価格の設定及び1円入札やそれ以下の金額での入札の認否について

A. 今回についても最低制限価格の設定はありません。また、入札金額については、1円以上予定価格以内の入札は有効としますが、それ以外の入札は無効とします。

Q. 最低制限価格の設定がない場合は、搬出費用、有害化学物質測定費用、精錬費用等がすべて受託者負担となり、さらに有価物返還となれば受託者負担が大きくなるが、この点についてどのように考えているか。

A. 搬出費用やその他の費用が受託者負担となることなどは理解できますので、それらを踏まえて適正価格の入札をお願いしたいと考えています。

Q. 公告の2入札に参加する者に必要な資格に関する事項（1）において、奈良市の搬出量の処理能力の確認等を行わない理由について

A. 仕様書に残骨灰の数量及び搬出の期間を示していることから、その処理能力を備えた者が入札に参加していただけたらと考えています。万が一、受託者が委託内容の履行ができないと判断した場合は、契約書及び仕様書に則り対処します。

Q. 仕様書3（2）について、①夜間に作業車両、運搬車両、機材等を施設内に駐車することは可能か②電気・水道・トイレの使用は可能か③搬出した残骨を施設内敷地に一時仮置きすることは可能か。

A. ①作業車両、運搬車両については、下の駐車場へ駐車し、機材等についてはシートで被うようにしてください。②トイレの使用は可能ですが、墓参者や職員の利用もあり、また、霊苑の職員が日頃から清掃を行っていますので、汚損のないように使用してい

ただきたい。電気については、旧火葬場の電源が100Vのため、投光器等を複数使用するとブレーカーが落ちるので、発電機の準備が必要になると思われます。水道については、受託者で準備することが困難と思われるので、使用は構わないが使用量は注意していただきたい。③一時仮置きは原則禁止とします。ただし、その必要性が生じた際は、事前に当課に連絡しその指示に従ってください。

Q. 仕様書3(2)エにおいて「残骨灰の保管場所に入る際は、酸素欠乏対策等必要な措置を講じ、作業は必ず複数人で行うこと」としてありますが、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の事前の資格取得状況の確認のため、免許や資格証の提出を求めないのかについて

A. 労働基準法で酸素欠乏症等の事故を防止するために、作業前や作業中には必ず酸素と硫化水素の濃度を測定し、記録・保管することとなっています。そのため、酸素や硫化水素の濃度を測定するには酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を受講した有資格者を選任する必要があります。今回は、仕様書等に免許や資格証の事前提出の明記はしていませんが、落札者と契約する際に提出を求めようと考えています。

Q. 仕様書3(4)ウについて、奈良市に粉末残骨を返還するにもかかわらず、業者の供養地に納骨する必要があるのか

A. 本市に一部返還いただく粉末残骨も、それ以外の残骨灰についても、双方で供養することで遺族感情に配慮した丁寧な扱いであると考えますので、納骨は必要です。

Q. 仕様書6の業務完了報告書(1)エ「残骨の供養地の概要及び同地の使用権原を示す書面」は、事前提出ではなく業務完了後になっているのはなぜか。また、事前確認でないのであれば、供養地の保有がない業者が入札に参加できるのか。

A. 供養地の概要と同地の使用権原を示す書類の提出については、事前に確認する必要がありますので、供養地への持ち込み前に提出いただきたいと考えます。なお、供養地につきましては自社で保有していなくとも、使用できる権原があればよいとしています。

Q. 奈良市に返還する粉末状の残骨の量と用意する容器(骨壺)の数量と容量は

A. 現時点では、5寸大の骨壺を2~3個用意し、そこに収まる量を想定していますが、個数に変更になる可能性はあります。

Q. 仕様書3(5)イ③有価物の返還期間を何ヶ月程度と考えているか。

A. 受託者の処理等に要する期間は様々であると思われますが、概ね2~3か月程度と考えています。ただし、仕様書記載の通り返還等の詳細については、本市と協議し決め

ていきたいと考えます。

Q. 仕様書6(1)オについて、①分別した鉄類金属、陶磁器クズ等の重量の報告は必要か②①の処理をマニフェスト運用が必要か。また、廃棄物をマニフェスト管理する場合は、産業廃棄物処理契約の必要があると考えるが、その必要性はどのように考えているのか③マニフェストではなく搬入先の計量票でも可能か

A. ①必要としません。②①をリサイクル処理として行う場合は不要です。廃棄物として取り扱う場合は、受託者と産業廃棄物処理業者との契約が必要であると考えます。③廃棄物として処理する場合は、計量票ではなくマニフェストまたはその写しを提出いただくことになります。

Q. 仕様書6(1)の業務完了報告書に、オ 廃棄物に係るマニフェスト等とあるが、混合灰はマニフェストA票の発行ができるのか。

A. 本市廃棄物担当課に確認したところ、残骨灰等全てを処理するものであるため廃棄物の対象ではなく、マニフェスト発行の必要はないとのことでした。

Q. 仕様書4(3)の「乙」とは

A. 「乙」は受託者を指しております。

Q. 売却可能な状態にした地金(有価物)を奈良市に返還するとのことですが、その時点の市場価格で業者が買い取り、その代金を奈良市に支払うという方法は検討可能なのでしょうか。

A. 今回の委託契約では、有価物の返還を求めているので検討はしていません。

Q. 業務実績調書の提出において、契約書及び仕様書の写しを添付することになっていますが、平成29年度以降のすべての契約書及び仕様書の写しが必要なのか。

A. 過去5年間において、人口10万人以上の自治体での業務実績を確認するためのものですから、すべてではなく該当するもの1部でも構いません。

Q. 最低制限価格について、端数はどのように処理しているのか。

A. 最低制限価格の設定がありませんので、処理の必要もないと考えています。

Q. 本業務に必要な従事業務員と時間数をどの程度の想定をしているのか。

A. 仕様書4(3)に記載のとおり、残骨灰を令和5年3月22日から同月31日17時までに搬出完了することとしているので、それが履行できる従事業務員数と時間数を設定し、作業を行っていただきたい。

Q. 旧東山霊苑火葬場残骨灰等売渡業務から旧東山霊苑火葬場残骨灰処理等委託業務（有価物返還）に変更した理由とは

A. 旧東山霊苑火葬場残骨灰等売渡業務については、令和4年12月27日に入札を執行しましたが不成立になったことから、その原因調査を行うとともに、その他の方法を模索するため他市の状況の聞き取り等も行い、検討した結果、今回の処理等委託業務（有価物返還）が適正な方法であるとの考えとなり変更しました。

Q. 委託料を算出するにあたり、積算根拠となるような設計書または積算内訳書はあるのか。ある場合、基準となるような資料を参考にしているのか。

A. 委託料の積算根拠になる設計書等はありません。今回については、残骨灰の処理委託を実施した自治体等を参考にし、本市で委託料を検討しました。

Q. 残骨灰は、残骨とその他の混合灰（有価物及び廃棄物）に分別するとありますが、搬出する残骨灰は廃棄物を含むものとの認識でいいのか。また、廃棄物とは何を指しているのか。

A. 搬出する残骨灰は、残骨、有価物、廃棄物を含むものです。このうちの廃棄物については、その全てがリサイクル可能な物であれば廃棄物には当たらないと考えます。ただし、リサイクルできない物であれば廃棄物に当たると考えます。

Q. 残骨灰を令和5年3月31日17時までに搬出完了させるものとあるが、搬出期間に指定はあるのか。

A. 令和5年3月22日から同月31日17時までに搬出完了してください。